

1. 「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」をお送りしました

- 9月上旬、「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を、一部の方々のご自宅宛にお送りしました。
- この「お知らせ」は、過去に処方されたお薬をジェネリック医薬品に変更した場合、「お薬代がどの程度、削減されるか」、その一例をご案内するものです。
- ぜひとも、ジェネリック医薬品に対するご理解を深めていただき、医師・薬剤師に、その使用につきご相談いただきますようお願いいたします。

2. 「医療費と給付金支給額のお知らせ」は再発行できません

- 当健保組合では、医療機関等にかかった方へ「医療費と給付金支給額のお知らせ」(庄着ハガキ)をお送りしていますが、再発行はできませんので大切に保管してください。
- 確定申告で医療費控除の申告手続きに使用する場合、受診月との関係で領収書が必要となることがありますので、領収書もあわせて大切に保管しましょう(「医療費と給付金支給額のお知らせ」に明細が記載されるタイミングは、受診月から3カ月目以降になります)。
- 確定申告(医療費控除)については、国税庁のホームページをご確認いただくか、お住まいの地域を管轄する税務署にお問い合わせください。

3. 被扶養者の認定状況の確認(検認)を行います

「検認」は適正な保険診療を受けていただくために、現在被扶養者(ご家族)となっている方が、引き続き被扶養者の資格があるか確認をするもので毎年実施することが義務づけられています。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

【検認の対象となる方】以下に掲げる方以外の被扶養者

- 事業所にご勤務の方：令和3年の収入が103万円以下の被扶養者
- 特例退職被保険者・任意継続被保険者の方：65歳以上の被扶養者
- 令和3年8月1日以降に新規に被扶養者として認定された方
- 令和4年8月1日時点で18歳未満の被扶養者

【確認方法】

11月上旬に「被扶養者再認定申請書兼喪失届」を事業所勤務の方には事業所宛に、特例退職被保険者・任意継続被保険者の方にはご自宅へ送付いたします(対象者のいない事業所、部店には送付いたしません)。必要書類を添えて当健保組合へ提出してください。なお、就職・収入限度超等すでに扶養対象外になっている場合は、速やかに「被扶養者喪失届」(書式2-4)に「保険証」を添えて当健保組合へ提出してください。

4. 扶養認定における「株式譲渡の年間収入」について

厚生労働省より扶養認定における「株式譲渡の年間収入」について、今後の運用を次の通りとする旨、連絡がありましたので、当健保組合でも同様の運用とすることにいたしました。【変更日：令和4年5月30日】

＜旧運用＞

- 株式譲渡、1取引毎の利益のみの年間合計額
- 損失、税金、手数料は控除せず

＜新運用＞

- 株式譲渡、1年間の譲渡所得の金額(=譲渡金額－取得金額－譲渡に要した費用)
- 税金、繰越損失は控除せず

※詳しくは当健保組合HP「健保からのお知らせ」をご確認ください。

5. 令和4年度特定健診・特定保健指導をまだ受診されていない方へ

- 特定健診対象者の方(一般被扶養者・特例退職被保険者・同被扶養者の今年度40歳以上の方)で、まだ特定健診を受診されていない方は、11月に「人間ドック・特定健診の受診申込に関するご案内」をお送りいたします。お送りするご案内をご確認のうえ、お申込み・ご受診いただきますようお願いいたします。
- 特定健診の結果、特定保健指導の対象となった被保険者・被扶養者の方には、「特定保健指導ご利用のご案内」をお送りいたします。特定保健指導の詳細は、お送りする「特定保健指導ご利用のご案内」をご覧ください。

6. インフルエンザ予防接種に係る補助金の申請について

- 「インフルエンザ予防接種補助金支給申請書」(書式13-5)を提出するときは以下の点にご留意ください。
- 領収書は、接種者全員分の「写」(コピー)を、領収書添付台紙(書式13-5-1)に貼り付けて提出してください。領収書には「接種した被保険者(または被扶養者)の氏名」「接種年月日」「インフルエンザ予防接種代」「医療機関名および領収印(判)」の記載が必要です。
- 1回分の接種が補助の対象となります(2回分割接種の場合も、1回分のみが補助対象)。2回分の接種を合算した領収書が発行された場合は、1回分の領収書に変更してもらうか、1回目・2回目の明細を記入してもらってください。
- 補助金支給申請は毎月20日締め切り、支給は翌々月の20日(銀行休業日の場合は翌営業日)に被保険者の指定口座にお振込みします。ただし、11月・12月・1月は申請が集中することから、支給が1カ月程遅れることができます。